

議案第 5 3 号

三豊市水道事業運営協議会設置条例の一部改正について

三豊市水道事業運営協議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 2 8 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市水道事業運営協議会設置条例の一部を改正する条例

三豊市水道事業運営協議会設置条例（平成 20 年三豊市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「水道局監理課」を「水道局水道課」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

【議案第53号関係】

三豊市水道事業運営協議会設置条例(平成20年三豊市条例第6号)  
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 三豊市水道事業の適正かつ効率的な運営に資するため、三豊市水道事業運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、水道事業の運営等に関する事項について協議するものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから三豊市水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 水道利用者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>(運営)</p> <p>第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって、これを定めるものとする。</p> <p>2 会長は、協議会の会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2 会議の議長は、会長が行う。</p> <p>3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第7条 協議会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の規定による。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>水道局水道課</u>において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 三豊市水道事業の適正かつ効率的な運営に資するため、三豊市水道事業運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、水道事業の運営等に関する事項について協議するものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから三豊市水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 水道利用者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>(運営)</p> <p>第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって、これを定めるものとする。</p> <p>2 会長は、協議会の会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2 会議の議長は、会長が行う。</p> <p>3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第7条 協議会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の規定による。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>水道局監理課</u>において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。</p>